

	<p>② 都道府県レベルにおける使用促進策策定や普及啓発を行うため、医療関係者、都道府県担当者等が協議会を発足させ、後発医薬品の使用促進策の策定や普及啓発を行う(必要な経費について、予算要求中)。</p>	<p>○平成20年度予算において、都道府県における後発医薬品の使用促進策等を検討するための協議会の設置に係る経費を確保。 ○都道府県の委託事業としての実施に向けた準備作業中。</p>
	<p>③ 厚生労働省のホームページにおいて、後発医薬品の取組情報等を一元的に提供する場所を設けるとともに、(独)医薬品医療機器総合機構や政府公報等、関連するホームページとのリンクをはる(平成19年度中)。</p>	<p>○厚生労働省ホームページに後発医薬品の使用促進に関する取組状況を一元的に情報提供するページを開設。</p>
	<p>④ 地域レベルで使用されている後発医薬品リストの医療関係者間での共有の推進を日本薬剤師会に要請する。</p>	<p>○地域レベルで使用されている後発医薬品リストを医療機関等に配布し情報を共有するよう日本薬剤師会に要請。</p>
<p>関係者の取組</p>	<p>これまでの取組の継続・拡充</p>	<p>○日本薬剤師会より都道府県薬剤師会に後発医薬品リストのひな形を提供し、都道府県薬剤師会又は支部薬剤師会において、地域レベルで使用されている後発医薬品リストを医療機関等に配布するよう準備・作成しているところ。</p>
<p>5. 医療保険制度上の事項</p>		
<p>国の取組</p>	<p>処方せん様式の変更の検討、薬局に対する在庫管理コストの評価の検討等、効果的な使用促進策を本年度中に中央社会保険医療協議会等で議論し、決定する。</p>	<p>○平成20年度診療報酬改定において、後発医薬品の使用促進のための以下の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処方せんの様式を変更し、処方医が後発医薬品に変更することに差し支えがあると判断した場合に、その意思表示として、所定のチェック欄に署名又は記名・押印することとした。</li> <li>・保険薬剤師は、患者に対して後発医薬品に関する説明を適切に行い、また、後発医薬品を調剤するよう努めなければならないこととするとともに、保険医は、投薬及び注射を行うにあたっては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならないこととした。</li> <li>・後発医薬品の調剤に要するコストの負担に鑑み、調剤基本料について、後発医薬品の調剤率が30%以上の場合の加算を創設した。</li> <li>・後発医薬品に対する患者の不安を和らげるため、患者の同意を得て、短期間、後発医薬品を試せるように分割して調剤することを、分割調剤を行うことができる場合に追加した。</li> </ul>